

3 群馬県政務活動費の交付に関する規程（令和6年3月改正）

（趣旨）

第一条 この訓令は、群馬県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年群馬県条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（会派結成届等）

第二条 条例第四条第一項の会派結成届は、別記様式第一号によるものとする。

2 条例第四条第二項の会派異動届は、別記様式第二号によるものとする。

3 条例第四条第三項の会派解散届は、別記様式第三号によるものとする。

（会派等の通知）

第三条 条例第五条第一項及び第二項の規定による通知は、別記様式第四号により行うものとする。

（政務活動費の請求）

第四条 条例第七条第一項の規定による請求は、別記様式第五号により行うものとする。

2 一四半期の途中において、新たに結成された会派の代表者は、条例第六条の規定による通知を受けたときは、会派を結成した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）から当該一四半期の終了するまでの月数分の政務活動費を請求するものとする。

3 一四半期の途中において、会派の所属議員数の増加により会派異動届を提出した会派の代表者は、条例第六条に規定する通知を受けたときは、会派の異動のあった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）から当該一四半期の終了するまでの月数分に増加した所属議員数を乗じて得た数に一人当たりの月額を乗じて得た額の政務活動費を請求するものとする。

（収支報告書への証拠書類等の添付）

第五条 条例第九条第三項の規定による証拠書類の添付は、領収書にあっては実績報告（別記様式第六号及び別記様式第六号の二）により、領収書を取得することが困難な場合及び県議会議員の議員報酬等支給条例（昭和二十六年群馬県条例第九号）の規定の例により充当する交通費にあっては支払証明書（別記様式第七号から別記様式第七号の四まで）により行うものとする。

（収支報告書及び証拠書類の訂正）

第六条 会派の代表者は、条例第九条の規定により提出した収支報告書及び証拠書類を訂正しようとするときは、訂正報告書（別記様式第八号）を議長に提出するものとする。

（収支報告書等の写しの送付）

第七条 議長は、条例第九条の規定により提出された収支報告書項及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）の写しを、別記様式第九号に添えて知事に送付するものとする。

（証拠書類等の整理保管）

第八条 会派の政務活動費の経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等の提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない

い。

(収支報告書等の閲覧)

第九条 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日からすることができる。ただし、その日が群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第六号）第一条第一項に規定する県の休日にあたる時は、その直後の休日でない日から閲覧をすることができる。

- 2 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、議会事務局長が指定する場所及び時間帯にしなければならない。
- 3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 条例第十二条第二項の規定により収支報告書等の閲覧をしようとする者は、閲覧請求書（別記様式第十号）に必要な事項を記載しなければならない。
- 5 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 6 第二項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則（平成十三年三月三十日議会訓令甲第一号）

この訓令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十四日議会訓令甲第一号）

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年六月二十八日議会訓令甲第三号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の群馬県政務調査費の交付に関する規程の規定は、平成十九年四月三十日から適用する。
- 2 改正後の第六条から第九条までの規定は、平成十九年四月三十日以後に交付された政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年五月十九日議会訓令甲第二号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の別表第一は、平成二十一年度に交付される政務調査費から適用する。

附 則（平成二十二年三月三十一日議会訓令甲第二号）

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日議会訓令甲第一号）

- 1 この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第六号、別記様式第六号の二、別記様式第七号、別記様式第七号の三及び別記様式第七号の四は、この訓令の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年十二月二十八日議会訓令甲第三号）

この訓令は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日議会訓令甲第二号）

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第六号の三及び別記様式第七号の二の規定は、この訓令の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月二十七日議会訓令甲第一号）

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第六号及び別記様式第六号の二の規定は、この訓令の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日議会訓令甲第四号）

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十六日議会訓令甲第一号）

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

群馬県議会議長 様

会派名
代表者

会 派 結 成 届

群馬県政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名（別紙名簿のとおり）

別記様式第2号（第2条関係）

年 月 日

群馬県議会議長 様

会派名
代表者

会 派 異 動 届

群馬県政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費 経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

別記様式第3号（第2条関係）

年 月 日

群馬県議会議長 様

会派名
代表者

会 派 解 散 届

群馬県政務活動費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

別記様式第4号（第3条関係）

年 月 日

群馬県知事 様

群馬県議会議長 印

政務活動費の交付を受けようとする会派について

群馬県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項（第2項）の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派について下記のとおり通知します。

記

別添会派結成（異動、解散）届のとおり。

別記様式第5号（第4条関係）

年 月 日

群馬県知事 様

会派名
代表者

年度政務活動費請求書

群馬県政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円
ただし、年 月分から 年 月分
（所属議員数 名）

2 所属議員氏名（別添名簿のとおり）

別記様式第6号（第5条関係）

整理番号	
------	--

政務活動費 実績報告

活動内容 (支出内容)	
----------------	--

使途項目 (○で囲む。)	政策調査研究・政策立案活動費	広聴・広報活動費	活動補助費
		1 調査研究費 2 会議費	3 広聴費 4 広報費 5 県政報告等活動費
支出年月日		支出額	
備考(案分等)			
領収書等貼付欄			

(注) 条例別表の項目の欄に掲げる区分ごとに作成すること。

別記様式第6号の2（第5条関係）

整理番号	
------	--

政務活動費 実績報告（宿泊調査）

使途項目 （○で囲む。）	政策調査研究・政策立案活動費	広聴・広報活動費
	1 調査研究費 2 会議費	3 広聴費 4 広報費 5 県政報告等活動費

調査年月日			
調査場所			
調査の相手方			
調査者氏名			
調査目的等			
調査に要した経費	経費の内容	金額	証拠書類
		合計	
備考			

領収書等貼付欄

（注）条例別表の項目の欄に掲げる区分ごとに作成すること。

別記様式第7号（第5条関係）

整理番号	
------	--

政務活動費 支払証明書

用途項目 (○で囲む。)	政策調査研究・政策立案活動費	広聴・広報活動費	活動補助費
	1 調査研究費	3 広聴費	6 人件費
2 会議費	4 広報費	7 事務費・事務所費	
	5 県政報告等活動費	8 資料購入・作成費	
		9 交通費	

支出年月日		支 出 額	
支 払 先			
支 出 内 容			
領 収 書 が ない理由			
備 考 (案分等)			

上記のとおり支払ったことを証明します。	
会派名	
代表者	

(注) 条例別表の項目の欄に掲げる区分ごとに作成すること。

別記様式第7号の2（第5条関係）

整理番号	
------	--

政務活動費 支払証明書（交通費）

①自動車使用料の走行距離による支払

自動車使用年月	
政務活動走行距離（A）	
1kmあたり単価（B）	
支払金額（A）×（B）	
備考	

②公共交通機関（電車・バス等）の利用に係る支払

利用年月	
支払金額（月計）	
備考	

上記のとおり支払ったことを証明します。

会派名
代表者

別記様式第7号の3（第5条関係）

整理番号	
------	--

政務活動費 支払証明書（宿泊調査）

使途項目 (○で囲む。)	政策調査研究・政策立案活動費	広聴・広報活動費
	1 調査研究費 2 会議費	3 広聴費 4 広報費 5 県政報告等活動費

宿泊を伴う調査等に係る支出			
調査年月日			
調査場所			
調査の相手方			
調査者氏名			
調査目的等			
調査に要した 経費	経 費 の 内 容	金 額	証拠書類
	合 計		
備 考			

上記のとおり支払ったことを証明します。

会派名
代表者

(注) 条例別表の項目の欄に掲げる区分ごとに作成すること。

別記様式第7号の4（第5条関係）

整理番号	
------	--

政務活動費 支払証明書（使途項目ごと、原則月ごとの集計）

支出年月		支出額	
使途項目			
備考 （案分等）			

番号	支払日	支払金額	支払先	支出内容	備考

上記のとおり支払ったことを証明します。 会派名 代表者

（注）条例別表の項目の欄に掲げる区分ごとに作成すること。

別記様式第8号（第6条関係）

年 月 日

群馬県議会議長 様

会派名
代表者

〇〇年度政務活動費に係る収支報告の訂正について

群馬県政務活動費の交付に関する規程第6条の規定により、〇〇年度政務活動費収支報告を下記のとおり訂正します。

記

1 訂正の内容

2 訂正の理由

別記様式第9号（第7条関係）

年 月 日

群馬県知事 様

群馬県議会議長 印

政務活動費収支報告書等（写）の送付について

群馬県政務活動費の交付に関する規程第7条の規定により、
年度政務活動費収支報告書等の写しを別添のとおり送付します。

別記様式第 10 号(第9条関係)

閱 覧 請 求 書

整理番号			
住 所			
氏 名		電話番号	
職業又は 所属団体等	※		
閲覧を請求 する報告書			
閲覧日時	年	月	日
	:	～	:
担当者名	受付		終了

- 1 太枠の枠内を記入してください
- 2 ※の欄は差し支えなければ御記入願います。